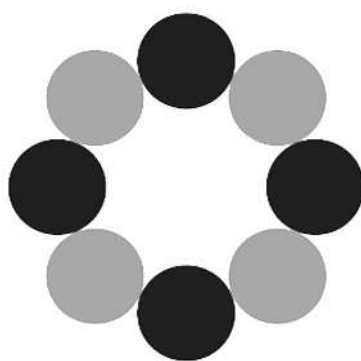


令和 7 年南砺市議会定例会
令和 7 年 6 月 会 議
議 案 書



南 砺 市

令和 7 年 6 月会議提出案件

目 次

予算関係

議案第	6 2 号	令和 7 年度南砺市一般会計補正予算（第 2 号）……………	4
議案第	6 3 号	令和 7 年度南砺市介護事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	2 9
議案第	6 4 号	令和 7 年度南砺市病院事業会計補正予算（第 1 号）……………	3 6
議案第	6 5 号	令和 7 年度南砺市水道事業会計補正予算（第 1 号）……………	4 0
議案第	6 6 号	令和 7 年度南砺市下水道事業会計補正予算（第 1 号）……………	4 3

条例関係

議案第	6 7 号	南砺市税条例の一部改正について……………	4 6
議案第	6 8 号	南砺市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化 に関する法律の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の 一部改正について……………	5 1
議案第	6 9 号	南砺市重度心身障害者等医療費助成条例の一部改正について……………	5 3
議案第	7 0 号	南砺市国民健康保険税条例の一部改正について……………	5 5

そ の 他

議案第	7 1 号	南砺市立井口保育園大規模改修（建築主体）工事請負契約の締結 について……………	5 7
議案第	7 2 号	5 災 2 3 5 号市道坂下閑乗寺線道路災害復旧工事請負契約の変更 について……………	5 8
議案第	7 3 号	南砺家庭・地域医療センター改修（建築主体）工事請負契約の 変更について……………	5 9
議案第	7 4 号	財産の取得について……………	6 0
議案第	7 5 号	財産の取得について……………	6 1
議案第	7 6 号	財産の取得について……………	6 2
議案第	7 7 号	財産の取得について……………	6 3

議案第	78号	財産の取得について……………	64
議案第	79号	財産の取得について……………	65
議案第	80号	財産の取得について……………	66
議案第	81号	財産の取得について……………	67
議案第	82号	財産の取得について……………	68
議案第	83号	財産の減額譲渡について……………	69
議案第	84号	財産の減額貸付について……………	70
報告第	2号	令和6年度南砺市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について…	71
報告第	3号	令和6年度南砺市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について…	73
報告第	4号	令和6年度南砺市介護事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告 について……………	74
報告第	5号	令和6年度南砺市工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算 書の報告について……………	75
報告第	6号	令和6年度南砺市水道事業会計予算繰越計算書の報告について……	76
報告第	7号	令和6年度南砺市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について…	77
報告第	8号	専決処分の報告について……………	78
報告第	9号	債権放棄の報告について……………	79

議案第 6 2 号

令和 7 年度南砺市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度南砺市一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 1 0，3 5 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 7，8 6 4，3 2 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加及び変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 7 年 6 月 5 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 分担金及び負担金		110,850	96	110,946
	2 負担金	109,244	96	109,340
16 国庫支出金		3,096,464	191,786	3,288,250
	2 国庫補助金	1,535,953	191,786	1,727,739
17 県支出金		2,188,428	27,236	2,215,664
	2 県補助金	1,338,257	27,236	1,365,493
20 繰入金		4,838,909	236,496	5,075,405
	1 繰入金	4,838,909	236,496	5,075,405
22 諸収入		1,115,660	10,244	1,125,904
	5 雑入	717,255	10,244	727,499
23 市債		2,487,900	144,500	2,632,400
	1 市債	2,487,900	144,500	2,632,400
歳入合計		37,253,967	610,358	37,864,325

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,518,061	12,348	4,530,409
	1 総務管理費	3,770,024	12,348	3,782,372
3 民生費		9,805,067	7,095	9,812,162
	1 社会福祉費	5,630,032	4,925	5,634,957
	2 児童福祉費	4,175,035	2,170	4,177,205
4 衛生費		3,384,862	12,500	3,397,362
	1 保健衛生費	2,358,703	12,500	2,371,203
6 農林水産業費		1,605,474	34,970	1,640,444
	1 農業費	931,090	27,470	958,560
	3 林業費	510,804	7,500	518,304
7 商工費		2,213,223	226,924	2,440,147
	1 商工費	2,213,223	226,924	2,440,147
8 土木費		4,748,553	170,341	4,918,894
	2 道路橋梁費	2,433,074	195,413	2,628,487
	3 河川費	218,623	△30,000	188,623
	5 住宅費	191,862	4,928	196,790
9 消防費		1,214,408	12,221	1,226,629
	1 消防費	1,214,408	12,221	1,226,629
10 教育費		3,824,802	133,959	3,958,761
	2 小学校費	1,074,425	250	1,074,675

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 中学校費	554,718	98,546	653,264
	4 社会教育費	1,125,752	24,814	1,150,566
	5 保健体育費	508,664	10,349	519,013
歳 出 合 計		37,253,967	610,358	37,864,325

第2表

地 方 債 補 正

(追加)

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	31,100	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、 利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の 利率)	借入先の融資条件に従い償還するものとする。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正額	補正後			
一般会計出資債	14,000	12,500	26,500	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件に従い償還するものとする。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
公共事業等債	156,600	△ 18,000	138,600			
辺地対策事業債	212,300	△ 1,700	210,600			
過疎対策事業債	1,882,700	76,300	1,959,000			
緊急防災・減災事業債	123,200	44,300	167,500			

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14 分担金及び負担金	110,850	96	110,946
16 国庫支出金	3,096,464	191,786	3,288,250
17 県支出金	2,188,428	27,236	2,215,664
20 繰入金	4,838,909	236,496	5,075,405
22 諸収入	1,115,660	10,244	1,125,904
23 市債	2,487,900	144,500	2,632,400
歳入合計	37,253,967	610,358	37,864,325

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	4,518,061	12,348	4,530,409	2,599		5,500	4,249
3 民生費	9,805,067	7,095	9,812,162	2,396		96	4,603
4 衛生費	3,384,862	12,500	3,397,362		12,500		
6 農林水産業費	1,605,474	34,970	1,640,444	26,465	4,300		4,205
7 商工費	2,213,223	226,924	2,440,147	50,000			176,924
8 土木費	4,748,553	170,341	4,918,894	91,057	60,700	1,400	17,184
9 消防費	1,214,408	12,221	1,226,629				12,221
10 教育費	3,824,802	133,959	3,958,761	46,505	67,000	44	20,410
歳 出 合 計	37,253,967	610,358	37,864,325	219,022	144,500	7,040	239,796

２．歳入

第 14 款 分担金及び負担金

第 2 項 負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
2 民生費負担金	102,385	96	102,481	2 児童福祉費負担金	96	子育て世帯訪問支援事業負担金 96
計	109,244	96	109,340			

第 16 款 国庫支出金

第 2 項 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	382,397	52,022	434,419	1 総務管理費補助金	52,022	地域女性活躍推進交付金 2,022 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 50,000
2 民生費国庫補助金	132,267	2,202	134,469	1 社会福祉費補助金	1,108	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 1,108
				2 児童福祉費補助金	1,094	母子家庭等対策総合支援事業費補助金 900 子ども・子育て支援交付金 194
5 土木費国庫補助金	839,914	91,057	930,971	1 道路橋梁費補助金	101,056	社会資本整備総合交付金（道路） 116,338 道路メンテナンス事業補助金 △1,426 社会資本整備総合交付金（道路維持） △13,856
				4 河川費補助金	△9,999	社会資本整備総合交付金（防災） △9,999
7 教育費国庫補助金	179,472	46,505	225,977	2 小学校費補助金	4,707	公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（小） 4,707
				3 中学校費補助金	31,749	空調設備整備臨時特例交付金（中） 31,749
				4 社会教育費補助金	10,049	芸術文化事業補助金 10,049
計	1,535,953	191,786	1,727,739			

第 17 款 県支出金

第 2 項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
1 総務費県補助金	119,726	577	120,303	1 総務管理費補助金	577	富山県地域防災力向上支援事業費補助金 577
2 民生費県補助金	259,182	194	259,376	2 児童福祉費補助金	194	地域子育て支援充実事業費補助金 194
4 農林水産業費県補助金	589,783	26,465	616,248	1 農業費補助金	23,615	世代交代就農円滑化事業補助金 18,000 農地利用効率化等支援交付金 5,217 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金 398
				3 林業費補助金	2,850	団体営林道整備補助金 2,850
計	1,338,257	27,236	1,365,493			

第 20 款 繰入金

第 1 項 繰入金

1 基金繰入金	4,624,909	236,496	4,861,405	1 財政調整基金繰入金	239,796	財政調整基金繰入金 239,796
				10 施設等整備基金繰入金	1,400	施設等整備基金繰入金 1,400
				31 こども未来創造基金繰入金	△4,700	こども未来創造基金繰入金 △4,700
計	4,838,909	236,496	5,075,405			

第 22 款 諸収入

第 5 項 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
1 雑入	717,255	10,244	727,499	1 総務管理費雑入	10,244	自治総合センター助成金 5,500 自治宝くじ助成金 4,744
計	717,255	10,244	727,499			

第 23 款 市債

第 1 項 市債

3 衛生債	36,200	12,500	48,700	1 保健衛生債	12,500	上水道一般会計出資債 12,500
4 農林水産業債	145,800	4,300	150,100	3 林業債	4,300	林道整備（辺地債） 4,300
6 土木債	906,100	60,700	966,800	1 道路橋梁債	78,700	市道整備（辺地債） △1,800
						市道整備（過疎債） 5,500
						道路維持（辺地債） △4,200
						道路維持（過疎債） △7,100
						市道整備・補助（過疎債） 86,300
8 教育債	459,700	35,900	495,600	2 中学校債	35,900	公共事業等債（河川改修） △18,000
						学校教育施設整備事業（過疎債） △8,400
						学校教育施設整備事業（緊急防災・減災事業債） 44,300
18 防災・減災・国土強靱 化緊急対策事業債	0	31,100	31,100	1 防災・減災・国土強靱 化緊急対策事業債	31,100	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債（公立学校施設整備） 31,100
計	2,487,900	144,500	2,632,400			

３．歳出

第 ２ 款 総務費

第 １ 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
6 財産管理費	243, 276	5, 693	248, 969	13 使用料及び賃借料 14 工事請負費	3, 102 2, 591	1 財産管理費	5, 693				5, 693	補正前額 / 補正額 / 補正後額 208, 586 / 5, 693 / 214, 279 城端市民センター空調設備賃貸借 ・ 機器賃借料 3, 102 ・ 電気設備工事 2, 591
7 企画費	189, 765	4, 000	193, 765	18 負担金補助及び交付金	4, 000	2 企画費	4, 000			(諸収) 4, 000		補正前額 / 補正額 / 補正後額 38, 399 / 4, 000 / 42, 399 コミュニティ助成事業補助金 4, 000
9 女性活躍・婚活支援費	33, 090	0	33, 090			1 女性・若者活躍推進費	0	(国) 2, 022			△2, 022	補正前額 / 補正額 / 補正後額 20, 234 / 0 / 20, 234 財源振替
11 電算管理費	502, 979	0	502, 979	12 委託料 13 使用料及び賃借料	△63, 030 63, 030	1 電算管理費	0					補正前額 / 補正額 / 補正後額 428, 617 / 0 / 428, 617 節組替
14 災害対策費	136, 754	2, 655	139, 409	18 負担金補助及び交付金	2, 655	1 災害対策費	2, 655	(県) 577		(諸収) 1, 500	578	補正前額 / 補正額 / 補正後額 133, 085 / 2, 655 / 135, 740 コミュニティ助成事業補助金 1, 500 自主防災組織資機材整備事業補助金 1, 155
計	3, 770, 024	12, 348	3, 782, 372				12, 348	2, 599		5, 500	4, 249	

第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 社会福祉総務費	1, 112, 099	1, 744	1, 113, 843	14 工事請負費	1, 243 501	4 社会福祉施設 運営費	1, 243				1, 243	補正前額 / 補正額 / 補正後額 140, 250 / 1, 243 / 141, 493 いなみ交流館ラフォーレプール用空調 設備修繕工事 1, 243
				18 負担金補助及び 交付金		11 生活困窮者自 立支援費	501				501	補正前額 / 補正額 / 補正後額 12, 103 / 501 / 12, 604 南砺市社会福祉協議会（相談支援員） 負担金 501
				計	1, 744				1, 744			
3 生活保護費	65, 227	2, 218	67, 445	12 委託料	2, 218	1 生活保護更生 指導費	2, 218	(国) 1, 108			1, 110	補正前額 / 補正額 / 補正後額 6, 297 / 2, 218 / 8, 515 生活保護システム改修業務委託料 2, 218
4 老人福祉費	1, 714, 629	963	1, 715, 592	1 報酬	2, 612 △2, 612 963	7 包括的支援事 業費	0					補正前額 / 補正額 / 補正後額 65, 796 / 0 / 65, 796 節組替
				2 給料		16 介護事業特別 会計繰出金	963				963	補正前額 / 補正額 / 補正後額 147, 504 / 963 / 148, 467 繰出金 963
				27 繰出金	計	963				963		
計	5, 630, 032	4, 925	5, 634, 957				4, 925	1, 108			3, 817	

第 3 款 民生費

第 2 項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 児童福祉総務費	429,834	970	430,804	11 役務費 12 委託料	36 934	12 こども家庭セ ンター費	970	(国) 194 (県) 194		(負担) 96	486	補正前額 / 補正額 / 補正後額 18,149 / 970 / 19,119 子育て世帯訪問支援事業 ・ 傷害保険等保険料 36 ・ 訪問支援業務委託料 934
2 児童措置費	841,482	1,200	842,682	18 負担金補助及び 交付金	1,200	3 母子家庭等就 業自立支援費	1,200	(国) 900			300	補正前額 / 補正額 / 補正後額 0 / 1,200 / 1,200 高等職業訓練促進給付金 1,200
計	4,175,035	2,170	4,177,205				2,170	1,288		96	786	

第 4 款 衛生費

第 1 項 保健衛生費

4 上水道費	421,288	12,500	433,788	23 投資及び出資金	12,500	1 水道事業会計 繰出金	12,500		(地) 12,500			補正前額 / 補正額 / 補正後額 421,288 / 12,500 / 433,788 水道事業会計出資金 12,500
計	2,358,703	12,500	2,371,203				12,500		12,500			

第 6 款 農林水産業費

第 1 項 農業費

3 農業振興費	664,106	26,615	690,721	18 負担金補助及び 交付金	26,615	6 水田農業経営 体活性化対策 費	26,217	(県) 23,217			3,000	補正前額 / 補正額 / 補正後額 24,176 / 26,217 / 50,393 農地利用効率化等支援交付金 5,217 世代交代就農円滑化事業補助金 21,000
------------	---------	--------	---------	----------------------	--------	----------------------------	--------	---------------	--	--	-------	--

第 6 款 農林水産業費

第 1 項 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
(3 農業振興費)						24 有機農業産地 づくり推進事 業費	398	(県) 398				補正前額 / 補正額 / 補正後額 2,137 / 398 / 2,535 有機転換推進事業補助金 398
						計	26,615	23,615			3,000	
7 桜ヶ池周辺施設 費	6,421	855	7,276	14 工事請負費	855	1 桜ヶ池周辺施 設維持費	855				855	補正前額 / 補正額 / 補正後額 6,421 / 855 / 7,276 桜ヶ池農産物直売所空調設備修繕工事 855
計	931,090	27,470	958,560				27,470	23,615			3,855	

第 6 款 農林水産業費

第 3 項 林業費

3 林道費	117,040	7,500	124,540	12 委託料	500	2 林道整備事業 負担金	2,000		(地) 1,900		100	補正前額 / 補正額 / 補正後額 20,000 / 2,000 / 22,000 県営林道事業負担金 2,000
				14 工事請負費	5,000	4 団体営林道整 備費	5,500	(県) 2,850	(地) 2,400		250	補正前額 / 補正額 / 補正後額 45,300 / 5,500 / 50,800 団体営林道整備事業 ・橋梁点検業務委託料 500 ・開設工事 5,000
				18 負担金補助及び 交付金	2,000	計	7,500	2,850	4,300		350	
計	510,804	7,500	518,304				7,500	2,850	4,300		350	

第 7 款 商工費

第 1 項 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
3 観光費	402, 410	51, 597	454, 007	12 委託料 18 負担金補助及び 交付金	50, 000 1, 597	1 観光推進費	51, 597	(国) 50, 000			1, 597	補正前額 / 補正額 / 補正後額 402, 410 / 51, 597 / 454, 007 南砺市観光事業者応援電子クーポン発 行業務委託料 50, 000 大阪日本民芸館企画展作品展示費用負 担金 1, 597
4 企業立地推進費	638, 595	108, 249	746, 844	12 委託料	108, 249	1 企業立地推進 費	108, 249				108, 249	補正前額 / 補正額 / 補正後額 286, 654 / 108, 249 / 394, 903 企業立地候補地選定業務委託料 108, 249
5 商工観光施設維 持費	433, 216	67, 078	500, 294	10 需用費	37, 547	2 合掌の里管理 費	319				319	補正前額 / 補正額 / 補正後額 13, 348 / 319 / 13, 667 合掌の里宿泊棟通信管敷設工事 319
				12 委託料 14 工事請負費 18 負担金補助及び 交付金	40 27, 650 1, 841	36 スキー場管理 費	58, 699			58, 699	補正前額 / 補正額 / 補正後額 165, 267 / 58, 699 / 223, 966 圧雪車修繕料 37, 547 たいらスキー場指定管理料精算（過年 度分） 40 I O X－A R O S Aスキー場 ・電話設備更新工事 3, 630 ・ゴンドラ索受修繕工事 10, 670 ・第1管理棟屋根修繕工事 1, 432 ・第2管理棟屋根修繕工事 1, 882 ・駐車場等舗装修繕工事 1, 705 ・交流センター多目的ホール空調設備	

第 7 款 商工費

第 1 項 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
(5 商工観光 施設維持費)												更新工事 1,793
						38 温泉施設維持 費	8,060				8,060	補正前額 / 補正額 / 補正後額 82,941 / 8,060 / 91,001 桜ヶ池クアガーデン ・ろ過機更新工事 6,219 ・水道費用負担金 1,841
						計	67,078				67,078	
計	2,213,223	226,924	2,440,147				226,924	50,000			176,924	

第 8 款 土木費

第 2 項 道路橋梁費

1 道路橋梁維持費	647,018	△28,058	618,960	14 工事請負費	△28,058	2 道路橋梁施設 整備費（補助 ）	△28,058	(国) △15,282	(地) △11,300	(繰入) △800	△676	補正前額 / 補正額 / 補正後額 442,528 / △28,058 / 414,470 道路施設維持・更新等工事 △28,058
2 道路改良費	860,723	210,957	1,071,680	12 委託料 14 工事請負費 16 公有財産購入費 21	64,508 49,889 13,260	1 道路新設改良 費（補助）	210,957	(国) 116,338	(地) 90,200	(繰入) 2,100	2,319	補正前額 / 補正額 / 補正後額 533,477 / 210,957 / 744,434 道路改良事業 ・測量設計業務委託料 58,908 ・改良工事 65,189 ・用地取得 △9,940 ・物件等補償 96,800

第 8 款 土木費

第 2 項 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
(2 道路改良費)				補償補てん及び賠償金	83,300	2 道路新設改良費（単独）	0		(地) △200	(繰入) 100	100	補正前額 / 補正額 / 補正後額 304,389 / 0 / 304,389 節組替
						計	210,957	116,338	90,000	2,200	2,419	
5 消融雪施設維持費	183,328	12,514	195,842	12 委託料 14 工事請負費	2,350 10,164	1 消融雪装置管理費	12,514				12,514	補正前額 / 補正額 / 補正後額 183,328 / 12,514 / 195,842 消雪配管設備 ・管理業務委託料 2,350 ・修繕工事 10,164
計	2,433,074	195,413	2,628,487				195,413	101,056	78,700	1,400	14,257	

第 8 款 土木費

第 3 項 河川費

1 河川総務費	217,886	△30,000	187,886	14 工事請負費	△30,000	1 河川管理費	△30,000	(国) △9,999	(地) △18,000		△2,001	補正前額 / 補正額 / 補正後額 212,173 / △30,000 / 182,173 荒田町川・合掌川・大鋸屋川バイパス 水路整備工事 △30,000
計	218,623	△30,000	188,623				△30,000	△9,999	△18,000		△2,001	

第 8 款 土木費

第 5 項 住宅費

1 住宅管理費	152,609	4,928	157,537	14 工事請負費	4,928	1 住宅管理費	4,928				4,928	補正前額 / 補正額 / 補正後額 121,684 / 4,928 / 126,612 市営みなみ団地排水設備修繕工事 4,928
---------	---------	-------	---------	----------	-------	---------	-------	--	--	--	-------	--

第 8 款 土木費

第 5 項 住宅費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
計	191,862	4,928	196,790				4,928				4,928	

第 9 款 消防費

第 1 項 消防費

1 常備消防費	981,741	12,221	993,962	18 負担金補助及び 交付金	12,221	1 常備消防費	12,221				12,221	補正前額 / 補正額 / 補正後額 981,741 / 12,221 / 993,962 砺波地域消防組合共通分担金 11,270 砺波地域消防組合特別分担金 951
計	1,214,408	12,221	1,226,629				12,221				12,221	

第 10 款 教育費

第 1 項 教育総務費

4 教育センター費	271,102	0	271,102			2 教育センター 運営費	0	(国) 4,707		(繰入) △4,700	△7	補正前額 / 補正額 / 補正後額 260,355 / 0 / 260,355 財源振替
計	561,243	0	561,243				0	4,707		△4,700	△7	

第 10 款 教育費

第 2 項 小学校費

3 小学校教育振興 費	386,527	250	386,777	17 備品購入費	250	1 小学校教育振 興費	250				250	補正前額 / 補正額 / 補正後額 362,111 / 250 / 362,361 児童用図書購入 250
計	1,074,425	250	1,074,675				250				250	

第 10 款 教育費

第 3 項 中学校費

(単位：千円)

第10款 教育費		第10款 教育費		第10款 教育費		第10款 教育費		第10款 教育費		第10款 教育費		第10款 教育費	
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明	
				区 分	金額			特定財源			一般財源		
								国県支出金	地方債	その他			
1 中学校管理費	195,655	98,296	293,951	12 委託料 14 工事請負費	5,775 92,521	4 中学校施設整備費	98,296	(国) 31,749	(地) 67,000		△453	補正前額 / 補正額 / 補正後額 12,914 / 98,296 / 111,210 井波中学校体育館空調整備事業 ・ 監理業務委託料 5,775 ・ 空調設備整備工事 92,521	
3 中学校教育振興費	223,460	250	223,710	17 備品購入費	250	1 中学校教育振興費	250				250	補正前額 / 補正額 / 補正後額 201,311 / 250 / 201,561 生徒用図書購入 250	
計	554,718	98,546	653,264				98,546	31,749	67,000		△203		

第 10 款 教育費

第 4 項 社会教育費

5 文化財保護費	170,249	1,095	171,344	18 負担金補助及び交付金	1,095	1 文化財保護費	1,095				1,095	補正前額 / 補正額 / 補正後額 31,897 / 1,095 / 32,992 市指定文化財「井波別院瑞泉寺」雨漏り修繕工事等補助金 1,095
6 芸術文化推進費	44,940	20,890	65,830	12 委託料	20,890	1 芸術文化推進費	20,890	(国) 10,049			10,841	補正前額 / 補正額 / 補正後額 8,499 / 20,890 / 29,389 文化芸術創造拠点形成事業 ・ワールドミュージック事業開催業務委託料 20,271 ・経済波及効果調査業務委託料 619
8 美術館費	176,235	2,829	179,064	14 工事請負費	1,634	1 美術館管理費	2,829				2,829	補正前額 / 補正額 / 補正後額 105,960 / 2,829 / 108,789

第 10 款 教育費

第 4 項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明	
				区 分	金額			特定財源			一般財源		
								国県支出金	地方債	その他			
(8 美術館費)				17 備品購入費	1,195							本館空調設備修繕工事 除雪機械購入	1,634 1,195
計	1,125,752	24,814	1,150,566				24,814	10,049			14,765		

第 10 款 教育費

第 5 項 保健体育費

3 体育施設費	409,969	10,349	420,318	10 需用費	2,369	1 社会体育館管理費	7,590			(諸収) 4,744	2,846	補正前額 / 補正額 / 補正後額 199,007 / 7,590 / 206,597
				12 委託料	390							福光体育館トレーニング機器購入 7,590
				17 備品購入費	7,590	6 その他施設維持費	2,759				2,759	補正前額 / 補正額 / 補正後額 12,129 / 2,759 / 14,888 たいらクロスカントリー場 ・圧雪車修繕料 2,369 ・指定管理料精算（過年度分） 390
						計	10,349			4,744	5,605	
計	508,664	10,349	519,013				10,349			4,744	5,605	

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

※「ア 会計年度任用職員以外」と「イ 会計年度任用職員」の合計

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	退職手当 事務負担金	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計				
補 正 後	(452) 616	723,696	2,229,678	1,450,903	4,404,277	819,542	365,828	5,589,647	
補 正 前	(451) 617	721,084	2,232,290	1,450,903	4,404,277	819,542	365,828	5,589,647	
比 較	1 △ 1	2,612	△ 2,612						

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	52,237	40,590	14,354	47,201	17,854	77,450		
	補正前	52,237	40,590	14,354	47,201	17,854	77,450		
	比 較								
	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後		1,140	2,897	641,863	523,082	32,235		
	補正前		1,140	2,897	641,863	523,082	32,235		
	比 較								

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	退職手当 事務負担金	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計				
補 正 後	(28) 496		1,915,961	1,074,901	2,990,862	585,880	340,052	3,916,794	
補 正 前	(28) 496		1,915,961	1,074,901	2,990,862	585,880	340,052	3,916,794	
比 較									

() 内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	52,237	40,590	14,354	39,836	11,974	77,450		
	補正前	52,237	40,590	14,354	39,836	11,974	77,450		
	比 較								
	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後		1,140	2,897	444,786	357,642	31,995		
	補正前		1,140	2,897	444,786	357,642	31,995		
	比 較								

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	退職手当 事務負担金	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計				
補 正 後	(424) 120	723,696	313,717	376,002	1,413,415	233,662	25,776	1,672,853	
補 正 前	(423) 121	721,084	316,329	376,002	1,413,415	233,662	25,776	1,672,853	
比 較	(1) △ 1	2,612	△ 2,612						

() 内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後				7,365	5,880			
	補正前				7,365	5,880			
	比 較								
	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後				197,077	165,440	240		
	補正前				197,077	165,440	240		
	比 較								

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 2,612	給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分			
		昇 給 に 伴 う 増 加 分			
		そ の 他 の 増 減 分	△ 2,612	会計年度任用職員給料の減	フルタイムからパートタイムへの変更
職員手当		制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分			
		そ の 他 の 増 減 分			

地方債の令和6年度末における現在高及び令和7年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	令和6年度末 現在高	令和6年度 繰越事業 起債見込額	令和7年度中増減見込額						令和7年度末 現在高見込額
			起債見込額			元金償還見込額			
			補正前	補正額	計	補正前	補正額	計	
1. 普通債	3,668,998	164,100	170,600	△ 5,500	165,100	342,260		342,260	3,655,938
(1) 総務債	38,613					3,963		3,963	34,650
(2) 民生債	1,088					363		363	725
(3) 衛生債	399,073	10,600	14,000	12,500	26,500	33,313		33,313	402,860
(4) 農林水産業債	974,340	124,300	85,800		85,800	74,112		74,112	1,110,328
(5) 商工債	20,311					3,377		3,377	16,934
(6) 土木債	1,010,388	29,200	70,800	△ 18,000	52,800	118,885		118,885	973,503
(7) 消防債	15,831					2,173		2,173	13,658
(8) 教育債	1,209,354					106,074		106,074	1,103,280
2. 災害復旧債	254,468	87,700	31,900		31,900	20,032		20,032	354,036
(1) 補助災害復旧債	254,468	87,700	31,900		31,900	20,032		20,032	354,036
(2) 単独災害復旧債									
3. その他	29,619,154	463,800	2,285,400	150,000	2,435,400	4,671,595		4,671,595	27,846,759
(1) 辺地対策事業債	1,806,479	31,800	212,300	△ 1,700	210,600	274,631		274,631	1,774,248
(2) 過疎対策事業債	10,825,649	235,300	1,882,700	76,300	1,959,000	1,430,916		1,430,916	11,589,033
(3) 合併特例債	4,738,204					1,523,701		1,523,701	3,214,503
(4) 全国防災事業債	172,686					11,103		11,103	161,583
(5) 緊急防災・減災事業債	1,332,763	19,900	123,200	44,300	167,500	242,202		242,202	1,277,961
(6) 公共施設等適正管理推進事業債	22,502					4,500		4,500	18,002
(7) 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	413,441	139,000		31,100	31,100	29,866		29,866	553,675
(8) 緊急自然災害防止対策事業債	162,237	37,800	46,300		46,300	10,134		10,134	236,203
(9) 緊急浚渫推進事業債	10,300					1,525		1,525	8,775
(10) 脱炭素化推進事業債	31,300		12,900		12,900	7,300		7,300	36,900
(11) こども・子育て支援事業債			8,000		8,000				8,000
(12) 減税補填債	12,074					8,572		8,572	3,502
(13) 臨時財政対策債	10,056,794					1,121,360		1,121,360	8,935,434
(14) 減収補てん債	34,725					5,785		5,785	28,940
合 計	33,542,620	715,600	2,487,900	144,500	2,632,400	5,033,887		5,033,887	31,856,733

議案第 6 3 号

令和 7 年度南砺市介護事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度南砺市介護事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 6 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 2 6, 1 6 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 6 月 5 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		147,504	963	148,467
	1 繰入金	147,504	963	148,467
歳入合計		225,200	963	226,163

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護福祉支援事業費		217,886	963	218,849
	1 介護福祉支援事業費	206,807	963	207,770
歳 出 合 計		225,200	963	226,163

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	147,504	963	148,467
歳入合計	225,200	963	226,163

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 介護福祉支援事業費	217,886	963	218,849			963	
歳 出 合 計	225,200	963	226,163			963	

２．歳入

第 ３ 款 繰入金

第 １ 項 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
1 他会計繰入金	147,504	963	148,467	1 一般会計繰入金	963	デイサービスセンター運営繰入金 963
計	147,504	963	148,467			

3. 歳出

第 1 款 介護福祉支援事業費

第 1 項 介護福祉支援事業費

(単位：千円)

第 2 表 介護福祉支援費等												（単位：千円）
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
5 介護福祉支援施設管理費	0	963	963	12 委託料	963	1 デイサービスセンター施設管理費	963			(繰入) 963		補正前額 / 補正額 / 補正後額 0 / 963 / 963 上平デイサービスセンター空調設備更新工事設計業務委託料 963
計	206,807	963	207,770				963			963		

議案第64号

令和7年度南砺市病院事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和7年度南砺市病院事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出の補正)

第2条 令和7年度南砺市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第4条ただし書中「409,121千円」を「409,221千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第2款	公立南砺中央病院事業資本的収入	382,577 千円	31,800 千円	414,377 千円
第1項	企業債	97,100 千円	27,400 千円	124,500 千円
第4項	他会計補助金	2,750 千円	4,400 千円	7,150 千円
収入合計		749,943 千円	31,800 千円	781,743 千円
支 出	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第2款	公立南砺中央病院事業資本的支出	626,404 千円	31,900 千円	658,304 千円
第1項	建設改良費	122,253 千円	31,900 千円	154,153 千円
支出合計		1,159,064 千円	31,900 千円	1,190,964 千円

(企業債の補正)

第3条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	限度額		
	既決予定額	補正予定額	計
	千円	千円	千円
医療機械器具整備事業	187,700	27,400	215,100
計	317,900	27,400	345,300

(重要な資産の取得の補正)

第4条 予算第11条に定めた重要な資産の取得を次のとおり補正する。

公立南砺中央病院

取得する資産

種類	名称	数量
医療機械器具	デジタルX線テレビ装置	1台

令和7年6月5日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

令和7年度 南砺市病院事業会計補正予算(第1号)実施計画

資本的収入及び支出の補正

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
2 公立南砺中央病院 事業資本的収入			千円 382,577	千円 31,800	千円 414,377	
	1 企業債		97,100	27,400	124,500	
		1 企業債	97,100	27,400	124,500	医療機械器具整備事業
	4 他会計補助金		2,750	4,400	7,150	
		1 他会計補助金	2,750	4,400	7,150	国民健康保険調整交付金

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
2 公立南砺中央病院 事業資本的支出			千円 626,404	千円 31,900	千円 658,304	
	1 建設改良費		122,253	31,900	154,153	
		2 医療機械器具整備 事業費	40,048	31,900	71,948	デジタルX線テレビ装置購入

令和7年度南砺市病院事業会計補正予算(第1号) 予定キャッシュ・フロー計算書
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位:千円)

1. 南砺市民病院事業

業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益(△は純損失)	△ 286,678
減価償却費	296,920
固定資産除却費	3,000
長期前受金戻入	△ 27,990
引当金の増減(△は減少)	14,095
貸倒引当金の増減(△は減少)	6,973
たな卸資産の増減(△は増加)	1,000
受取利息	△ 100
支払利息	27,000
小計	34,220
利息の受取額	100
利息の支払額	△ 27,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	7,320

投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 230,155
国庫補助金等による収入	3,850
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 226,305

財務活動によるキャッシュ・フロー

企業債による収入	220,800
企業債の償還による支出	△ 280,691
一般会計からの出資による収入	142,716
財務活動によるキャッシュ・フロー	82,825

資金増減額	△ 136,160
病院統括事業統合に伴う資金増加額	3,732
資金期首残高	982,546
資金期末残高	850,118

2. 公立南砺中央病院事業

業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益(△は純損失)	△ 192,671
減価償却費	231,928
固定資産除却費	3,918
長期前受金戻入	△ 24,436
引当金の増減(△は減少)	8,105
貸倒引当金の増減(△は減少)	△ 31
たな卸資産の増減(△は増加)	720
受取利息	△ 2
支払利息	35,459
小計	62,990
利息の受取額	2
利息の支払額	△ 35,459
業務活動によるキャッシュ・フロー	27,533

投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 135,253
無形固定資産の取得による支出	△ 7,785
国庫補助金等による収入	7,150
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 135,888

財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債による収入	124,500
企業債の償還による支出	△ 444,151
その他の他会計借入金の返済による支出	△ 60,000
一般会計からの出資による収入	282,727
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 96,924</u>
資金増減額	△ 205,279
資金期首残高	526,097
資金期末残高	<u>320,818</u>
3. 病院統括事業	
業務活動によるキャッシュ・フロー	
業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>0</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>0</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>0</u>
資金増減額	0
病院統括事業統合に伴う資金減少額	△ 3,732
資金期首残高	50,320
資金期末残高	<u>46,588</u>

議案第65号

令和7年度南砺市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度南砺市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入の補正）

第2条 予算第4条本文中「441,306千円」を「432,471千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 資本的収入	587,482千円	8,835千円	596,317千円
第1項 企業債	343,700千円	11,100千円	354,800千円
第2項 出資金	54,197千円	12,500千円	66,697千円
第4項 補助金	18,750千円	△14,765千円	3,985千円

（企業債の補正）

第3条 予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

（単位：千円）

起債の目的	限 度 額		
	既決予定額	補正予定額	計
上水道建設改良事業	343,700	11,100	354,800
（水道事業分）	(283,000)	(11,100)	(294,100)

令和7月6月5日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

令和 7 年度 南砺市水道事業会計補正予算（第 1 号）実施計画明細書

資 本 的 収 入 の 補 正

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	備 考
1 資本的収入			587,482	8,835	596,317	
	1 企業債		343,700	11,100	354,800	
		1 企業債	343,700	11,100	354,800	企業債
	2 出資金		54,197	12,500	66,697	
		1 出資金	54,197	12,500	66,697	一般会計出資金
	4 補助金		18,750	△ 14,765	3,985	
		1 負担金	18,750	△ 14,765	3,985	国庫補助金

令和7年度南砺市水道事業会計補正予算（第1号） 予定キャッシュ・フロー計算書
（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

間接法

（単位：千円）

1 営業活動によるキャッシュ・フロー

当期純利益	13,004
減価償却費	512,919
貸倒引当金の増減額(△は減少)	0
受取利息及び受取配当	△ 2,035
支払利息	41,600
未収金の増減額(△は増加)	△ 13,445
未払金の増減額(△は減少)	△ 302
たな卸資産の増減額(△は増加)	218
引当金の増減額(△は減少)	△ 87
預り金の増減額	△ 6
長期前受補助金等戻入額	△ 110,505
長期前受補助金等消費税収益額	△ 23,976
固定資産除却費	12,000
小計	429,385
利息及び配当金の受取額	2,035
利息の支払額	△ 41,600
計	389,820

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 698,963
他会計貸付金による支出	35,294
補助金による収入	3,985
負担金による収入	125,476
新規加入金による収入	9,150
未払金の増減額(△は減少)	33,888
その他資本的支出	△ 182
計	△ 491,352

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	354,800
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 260,753
他会計からの出資による収入	66,697
計	160,744

現金及び現金同等物の増減額	59,212
現金及び現金同等物の期首残高	1,286,513
現金及び現金同等物の期末残高	1,345,725

議案第66号

令和7年度南砺市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度南砺市下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和7年度南砺市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

（区分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
下水道事業（公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業）			
（4）建設改良事業	343,268千円	△3,550千円	339,718千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文かつこ書中「1,144,248千円」を「1,144,214千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 下水道事業資本的収入	748,413千円	△3,516千円	744,897千円
第1項 企業債	421,000千円	9,700千円	430,700千円
第4項 補助金	47,390千円	△13,216千円	34,174千円
収入合計	883,383千円	△3,516千円	879,867千円

支 出

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 下水道事業資本的支出	1,658,773千円	△3,550千円	1,655,223千円
第1項 建設改良費	343,268千円	△3,550千円	339,718千円
支出合計	2,027,631千円	△3,550千円	2,024,081千円

（企業債の補正）

第4条 予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	限度額		
	既決予定額	補正予定額	計
公共下水道事業	22,000千円	△2,200千円	19,800千円
特定環境保全公共下水道事業	112,000千円	11,900千円	123,900千円

令和7年6月5日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

令和7年度南砺市下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画明細書

資本の収入及び支出

収 入							(単位：千円)
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1 下水道事業 資本的収入			748,413	△ 3,516	744,897		
	1 企業債		421,000	9,700	430,700		
		1 企業債	421,000	9,700	430,700	公共下水道 特定環境保全公共下水道	△2,200 11,900
	4 補助金		47,390	△ 13,216	34,174		
		1 国庫補助金	47,390	△ 13,216	34,174	大規模下水道管路特別重点調査等事業 社会資本整備総合交付金	2,174 △15,390

支 出							(単位：千円)
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1 下水道事業 資本的支出			1,658,773	△ 3,550	1,655,223		
	1 建設改良費		343,268	△ 3,550	339,718		
		1 管渠整備費	249,443	△ 3,550	245,893	委託料	

令和7年度南砺市下水道事業会計補正予算（第1号）予定キャッシュ・フロー計算書
（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

間接法

（単位：千円）

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー

当期純利益	19,573
減価償却費	1,642,512
貸倒引当金の増減額(△は減少)	13
受取利息及び受取配当	△2
支払利息	160,012
未収金の増減額(△は増額)	△15,844
未払金の増減額(△は減少)	△1,671
引当金の増減額	46
長期前受補助金等戻入額	△473,273
長期前受補助金等消費税収益額	△7,972
固定資産除却費	15,502
その他流動負債の増減額	7
小計	<u>1,338,903</u>
利息及び配当金の受取額	2
利息の支払額	<u>△160,012</u>
計	<u>1,178,893</u>

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△409,048
無形固定資産の取得による支出	△24,659
国庫補助金等による収入	61,256
受益者負担金及び分担金による収入	3,267
工事負担金による収入	11,069
他会計繰入金による収入	122,529
未収金の増減額(△は増額)	△24,071
未払金の増減額(△は減少)	20,000
計	<u>△239,657</u>

3. 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	250,500
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△1,347,205
その他の企業債による収入	260,000
その他の企業債の償還による支出	△148,530
その他の他会計借入金の償還による支出	△35,295
短期貸付金による支出	△1,000
短期貸付返還による収入	1,000
他会計からの出資による収入	170,243
計	<u>△850,287</u>

現金及び現金同等物の増減額	88,949
現金及び現金同等物の期首残高	<u>727,029</u>
現金及び現金同等物の期末残高	<u><u>815,978</u></u>

議案第 6 7 号

南砺市税条例の一部改正について

南砺市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市税条例の一部を改正する条例

南砺市税条例（平成 16 年南砺市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第 18 条の 3 中「地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 34 条の 2 中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「若しくは法第 314 条の 2 第 4 項」を「、法第 314 条の 2 第 4 項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第 16 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第 16 条の 2 の 2 令和 8 年 4 月 1 日以後に第 92 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加

熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

（1）葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

（2）前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定

は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日

(2) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の南砺市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による

申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の南砺市税条例（以下「旧条例」という。）第３６条の２第１項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第３６条の３の２第１項及び第３項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- ４ 新条例第３６条の３の３第１項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２０３条の６第１項に規定する公的年金等（同法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第３６条の３の３第１項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第３６条の３の３第１項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

- 第４条 次項に定めるものを除き、附則第１条第１号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第１６条の２の２第１項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- ２ 令和８年４月１日から同年９月３０日までの間に、南砺市税条例第９２条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第９４条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項及び新条例附則第１６条の２の２の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

（１）南砺市税条例第９４条第３項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第１６条の２の２第１項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）

の本数に０．５を乗じて計算した製造たばこの本数

（２）新条例附則第１６条の２の２の規定により換算した紙巻たばこの本数に０．

５を乗じて計算した製造たばこの本数

- ３ 前項各号に掲げる製造たばこの本数に１本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第 6 8 号

南砺市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する
法律の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

南砺市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の
施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり
定める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する
法律の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

南砺市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の
施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（平成 19 年南砺市条例第 45 号）の
一部を次のように改正する。

第 2 条中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 10 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 9 号

南砺市重度心身障害者等医療費助成条例の一部改正について

南砺市重度心身障害者等医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市重度心身障害者等医療費助成条例の一部を改正する条例

南砺市重度心身障害者等医療費助成条例（平成16年南砺市条例第145号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第50条第1項第2号」を「第50条第2号」に改め、同条第4項中「第56条第1項」を「第56条」に改める。

第4条第1号中「第2条第2項第1号及び第2号」を「第2条第2項各号」に改め、同条第3号中「第2条第2項第3号から第5号までに掲げる重度心身障害者等である受給者に対する助成金及び」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の南砺市重度心身障害者等医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以降に実施された医療に対する医療費の助成について適用し、同日前に実施された医療に対する医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第 7 0 号

南砺市国民健康保険税条例の一部改正について

南砺市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

南砺市国民健康保険税条例（平成 17 年南砺市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「65 万円」を「66 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「24 万円」を「26 万円」に改める。

第 23 条第 1 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改め、同項第 2 号中「29 万 5,000 円」を「30 万 5,000 円」に改め、同項第 3 号中「54 万 5,000 円」を「56 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の南砺市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 7 1 号

南砺市立井口保育園大規模改修（建築主体）工事請負契約の締結について

南砺市立井口保育園大規模改修（建築主体）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年南砺市条例第 5 1 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 南砺市立井口保育園大規模改修（建築主体）工事 |
| 2 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 1 6 9, 4 0 0, 0 0 0 円
(内消費税等 1 5, 4 0 0, 0 0 0 円) |
| 4 契約の相手方 | 南砺市苗島 4 7 6 0 番地
川田工業株式会社
代表取締役社長 川田 忠裕 |

議案第 7 2 号

5 災 2 3 5 号市道坂下閑乗寺線道路災害復旧工事請負契約の変更について

令和 6 年 1 0 月会議において議決を経た 5 災 2 3 5 号市道坂下閑乗寺線道路災害復旧工事請負契約について、下記のとおり変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年南砺市条例第 5 1 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

1 契約の金額	変更前	1 8 5 , 2 4 3 , 3 0 0 円
	(内消費税等	1 6 , 8 4 0 , 3 0 0 円)
	変更後	1 8 9 , 1 7 4 , 7 0 0 円
	(内消費税等	1 7 , 1 9 7 , 7 0 0 円)

議案第 7 3 号

南砺家庭・地域医療センター改修（建築主体）工事請負契約の変更について

令和 6 年 6 月会議において議決を経た南砺家庭・地域医療センター改修（建築主体）工事請負契約について、下記のとおり変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年南砺市条例第 5 1 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

1 契約の金額	変更前	2 1 3, 6 1 6, 7 0 0 円
	（内消費税等	1 9, 4 1 9, 7 0 0 円）
	変更後	1 9 9, 6 0 3, 8 0 0 円
	（内消費税等	1 8, 1 4 5, 8 0 0 円）

議案第 7 4 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年南砺市条例第 5 1 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

- | | |
|------------|--|
| 1 財産の種別、数量 | 市営バス 1 台 |
| 2 取得の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 取得価格 | 2 8, 8 9 7, 0 0 0 円
(内消費税等 2, 6 2 7, 0 0 0 円) |
| 4 契約の相手方 | 南砺市岩屋 3 1 2 番地
石黒自動車工業株式会社
代表取締役 石黒 和恵 |

議案第 7 5 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年南砺市条例第 5 1 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

- | | |
|------------|---|
| 1 財産の種別、数量 | 消防ポンプ車 1 台 |
| 2 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 3 取得価格 | 22, 528, 000 円
(内消費税等 2, 048, 000 円) |
| 4 契約の相手方 | 富山県富山市牛島新町 4 番 1 0 号
株式会社モリタ 富山営業所
所長 土居 典生 |

議案第 7 6 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年南砺市条例第 5 1 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

- | | |
|------------|--|
| 1 財産の種別、数量 | 消防救急デジタル無線 4 4 台 |
| 2 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 3 取得価格 | 5 8, 3 0 0, 0 0 0 円
(内消費税等 5, 3 0 0, 0 0 0 円) |
| 4 契約の相手方 | 石川県金沢市南町 2 番 1 号
沖電気工業株式会社 北陸支店
支店長 山田 信将 |

議案第 77 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年南砺市条例第 51 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

- | | |
|------------|--|
| 1 財産の種別、数量 | 災害用備蓄品
簡易ベッド 760 台
エアーマット 950 個
ワンタッチパーテーション 280 張
災害対策用プライベートルーム 14 張
自動ラップ式トイレ 28 台 |
| 2 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 3 取得価格 | 31,061,250 円
(内消費税等 2,823,750 円) |
| 4 契約の相手方 | 富山県砺波市三郎丸 252 番地 3 号コーポ油田 3 号館
136 号室
株式会社カワノ 砺波営業所
所長 吉川 晃平 |

議案第 78 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年南砺市条例第 51 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

- | | |
|------------|---|
| 1 財産の種別、数量 | 除雪グレーダ 4 m 級（城端） 1 台 |
| 2 取得の方法 | 随意契約 |
| 3 取得価格 | 35,750,000 円
(内消費税等 3,250,000 円) |
| 4 契約の相手方 | 南砺市岩屋 464 番地
砺波重機株式会社
代表取締役 斉藤 志郎 |

議案第 79 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年南砺市条例第 51 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

- | | |
|------------|---|
| 1 財産の種別、数量 | 除雪ドーザ 14 t 級（井波） 1 台 |
| 2 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 3 取得価格 | 20,482,000 円
(内消費税等 1,862,000 円) |
| 4 契約の相手方 | 南砺市高堀 9 番地 1
千代田機電株式会社 南砺店
店長 大橋 俊介 |

議案第 8 0 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年南砺市条例第 5 1 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

- | | | |
|------------|--|-----|
| 1 財産の種別、数量 | 除雪ドーザ 1 4 t 級（福光 A） | 1 台 |
| 2 取得の方法 | 指名競争入札 | |
| 3 取得価格 | 2 0 , 4 8 2 , 0 0 0 円
(内消費税等 1 , 8 6 2 , 0 0 0 円) | |
| 4 契約の相手方 | 南砺市高堀 9 番地 1
千代田機電株式会社 南砺店
店長 大橋 俊介 | |

議案第 8 1 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年南砺市条例第 5 1 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

- | | | | |
|---|----------|--|-----|
| 1 | 財産の種別、数量 | 除雪ドーザ 1 4 t 級（福光 B） | 1 台 |
| 2 | 取得の方法 | 指名競争入札 | |
| 3 | 取得価格 | 2 0 , 4 8 2 , 0 0 0 円
(内消費税等 1 , 8 6 2 , 0 0 0 円) | |
| 4 | 契約の相手方 | 南砺市高堀 9 番地 1
千代田機電株式会社 南砺店
店長 大橋 俊介 | |

議案第 8 2 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年南砺市条例第 5 1 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

- | | |
|------------|---|
| 1 財産の種別、数量 | 教職員用パソコン 4 5 0 台 |
| 2 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 3 取得価格 | 1 0 8 , 7 7 3 , 5 0 0 円
(内消費税等 9 , 8 8 8 , 5 0 0 円) |
| 4 契約の相手方 | 富山県富山市総曲輪一丁目 5 番 2 4 号
三谷産業株式会社 情報システム事業部
執行役員事業部長 茂 知一 |

議案第 83 号

財産の減額譲渡について

下記のとおり財産を減額譲渡したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

1 財 産 の 名 称 旧高波埋蔵文化財保管庫

2 財産の種別、数量

種別	所在地	数量
土地（宅地）	富山県砺波市高波 1 7 6 2 番 2	6 5 2 . 6 5 m ²
建物（鉄筋コンクリート造平屋建）	富山県砺波市高波 1 7 6 2 番地 2	1 8 9 . 8 7 m ²

3 減 額 譲 渡 価 格 1 円

4 譲 渡 の 相 手 方 住所

氏名 西田 翔悟

議案第 8 4 号

財産の減額貸付について

下記のとおり財産を減額貸付したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

- | | |
|---------------|--|
| 1 財 産 の 名 称 | 南砺市立野原東 1 4 6 3 番 外 1 9 9 筆 |
| 2 財産の種別、数量 | 土地（山林、原野、雑種地）
2 3 6 , 4 2 8 . 3 2 m ² |
| 3 減 額 貸 付 価 格 | 年額 6 , 0 0 0 , 0 0 0 円 |
| 4 貸 付 期 間 | 契約締結日から 2 5 年間 |
| 5 貸 付 の 相 手 方 | 住所 富山県小矢部市清沢 2 3 0 番地
氏名 株式会社 P L A Y E A R T H P A R K
代表取締役社長 木村 宏 |

報告第2号

令和6年度南砺市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和7年6月5日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

令和6年度南砺市一般会計繰越明許費繰越計算書

（単位：円）

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既 収 入 特 定 財 源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	1 総務管理費	広報活動費	1,955,000	1,587,000					1,587,000
		契約管理費	2,940,000	2,626,000					2,626,000
		企画費	800,000	800,000					800,000
		旧福光高校活用費	33,165,000	33,165,000	5,000,000	13,964,000			14,201,000
		公共交通費	460,000	460,000		460,000			
		空き家対策費	500,000	500,000					500,000
3 民生費	1 社会福祉費	低所得者支援給付金給付費	119,411,000	119,411,000		119,411,000			
		高齢者福祉推進費（単独）	28,995,000	28,995,000		28,995,000			
		障害福祉推進費	5,787,000	5,787,000		5,787,000			
		社会福祉施設管理費	14,651,000	9,752,000	4,800,000				4,952,000
		医療センター管理費	372,205,000	220,103,000	50,000,000		23,700,000		146,403,000
	2 児童福祉費	放課後児童クラブ費	41,649,000	41,649,000		33,834,000			7,815,000
4 衛生費	1 保健衛生費	水道事業会計繰出金	10,600,000	10,600,000			10,600,000		
6 農林水産業費	1 農業費	水田農業経営体活性化対策費	4,381,000	4,381,000		4,381,000			
		中山間地域対策費	7,799,000	7,799,000			7,400,000		399,000
	2 農地費	県営土地改良費	234,095,000	229,718,000			223,300,000		6,418,000
		県単土地改良費	1,500,000	1,500,000					1,500,000
		市単土地改良費	8,498,000	8,000,000					8,000,000
	3 林業費	林道整備事業負担金	15,416,000	15,416,000			14,200,000		1,216,000
		団体営林道整備費	33,200,000	33,200,000		23,100,000	9,100,000		1,000,000
		県単林道整備費	19,272,000	19,272,000		9,636,000	8,500,000		1,136,000
		県単治山費	34,472,000	34,472,000		17,034,000	17,000,000		438,000
		地籍調査事業費	1,900,000	1,900,000		1,260,000			640,000

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
7 商工費	1 商工費	商工振興費	30,099,000	30,099,000		30,099,000			
		地域産業振興事業費	2,000,000	2,000,000					2,000,000
		伝統的工芸産業振興費	25,000,000	25,000,000		16,666,000			8,334,000
		観光推進費	2,500,000	2,500,000					2,500,000
		P L A Y E A R T H P A R K推進費	532,743,000	506,270,000	499,000,000				7,270,000
		温泉施設維持費	3,513,000	2,850,000					2,850,000
8 土木費	1 土木管理費	土木管理費	13,035,000	13,035,000					13,035,000
	2 道路橋梁費	道路橋梁施設整備費（補助）	47,817,000	29,933,000		17,780,000	11,500,000		653,000
		道路新設改良費（補助）	229,180,000	197,839,000		110,957,000	72,000,000		14,882,000
		道路新設改良費（単独）	157,758,000	142,023,000			45,600,000		96,423,000
	3 河川費	河川管理費	141,834,000	130,435,000		36,200,000	90,000,000		4,235,000
	4 都市計画費	都市計画街路費	85,685,000	35,753,000		20,644,000	13,400,000		1,709,000
9 消防費	1 消防費	消防団施設費	20,069,000	20,069,000			19,900,000		169,000
10 教育費	2 小学校費	小学校就学援助費	5,700,000	5,600,000		5,600,000			
		スクールバス運行費	11,830,000	11,829,000		2,120,000			9,709,000
	3 中学校費	中学校教育振興費	22,780,000	22,775,000					22,775,000
		中学校就学援助費	2,900,000	2,650,000		2,650,000			
	4 社会教育費	文化財保護費	1,309,000	1,309,000					1,309,000
		世界遺産関係費	43,830,000	43,830,000		38,042,000			5,788,000
		美術館管理費	48,840,000	48,840,000			46,300,000		2,540,000
	5 保健体育費	プール管理費	16,280,000	16,280,000			15,400,000		880,000
11 災害復旧費	1 農林水産業施設災害復旧費	農業用施設等災害復旧費（補助）	79,800,000	79,800,000		78,500,000			1,300,000
	2 土木施設災害復旧費	道路河川災害復旧費（補助）	335,066,000	335,065,000		223,488,000	87,700,000		23,877,000
合 計			2,853,219,000	2,536,877,000	558,800,000	840,608,000	715,600,000		421,869,000

報告第3号

令和6年度南砺市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定において準用する同令第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和7年6月5日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

令和6年度南砺市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 為額 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
									国県支出金	地方債	その他		
11 災害復旧費	1 農林水産業 施設災害復 旧費	農業用施設等災害 復旧費（補助） （繰越）	163,658,000	55,290,000	108,368,000		108,368,000		104,103,000			4,265,000	令和5年災害による各地区 農業用施設等の復旧工事 の施工に際し、災害査定 及び変更協議に不測の日 数を要したこと、その他 自然災害等の発生によ り、長期間同工事を中断 せざるを得ない状況に なったため、令和6年度内 に完了させることができ なかった。
11 災害復旧費	1 農林水産業 施設災害復 旧費	林道災害復旧費 （補助）（繰越）	9,955,000		9,955,000		9,955,000	1,700,000	8,023,000			232,000	林道西大谷線災害復旧2工 区工事の施工に際し、工 法変更協議等に不測の日 数を要したこと、その他 工事区間経路の法面崩壊 や自然災害等の発生によ り、長期間同工事を中断 せざるを得ない状況に なったため、同工事を令 和6年度内に完了させるこ とができなかった。
合 計			173,613,000	55,290,000	118,323,000		118,323,000	1,700,000	112,126,000			4,497,000	

報告第4号

令和6年度南砺市介護事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和7年6月5日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

令和6年度南砺市介護事業特別会計繰越明許費繰越計算書

（単位：円）

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
1 介護福祉支援事業費	1 介護福祉支援事業費	デイサービスセンター運営費	1,816,000	1,806,000	1,806,000				
	2 高齢者生活支援事業費	生活支援ハウス運営費	2,200,000	1,969,000	1,969,000				
合 計			4,016,000	3,775,000	3,775,000				

報告第 5 号

令和 6 年度南砺市工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

令和 6 年度南砺市工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書

（単位：円）

款	項	事 業 名	金 額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既 収 入 特 定 財 源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 事業費	1 事業費	工業用地造成費	67,623,000	67,623,000	67,623,000				
合 計			67,623,000	67,623,000	67,623,000				

報告第6号

令和6年度南砺市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により次のとおり報告する。

令和7年6月5日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

令和6年度南砺市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

（単位：円）

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説明
						国県補助金	企業債	工事負担金	当年度 損益勘定 留保資金			
1 水道事業 資本的支出	1 建設改良費	坂下配水池耐震化 工事	78,743,000		78,743,000	14,250,000	32,000,000		32,493,000			壁面や支柱にクラック等が多数確認されたことから、損傷箇所の調査及び補修方法の検討に不測の日数を要したため。
1 水道事業 資本的支出	1 建設改良費	福野地域基幹管路 耐震化その1工事	27,769,000		27,769,000		6,500,000		21,269,000			南砺スマートIC付近の道路占用協議に不測の日数を要したため。
1 水道事業 資本的支出	1 建設改良費	立野原東地内送・ 配水管耐震化工事	9,042,000	3,600,000	5,442,000				5,442,000			既設配管との接続部分の使用可否に関する性能試験に不測の期間を要したため。
1 水道事業 資本的支出	1 建設改良費	来栖配水池送水池 送水流量計更新工 事	1,573,000		1,573,000				1,573,000			工事資材の流量計（受注生産）の納入に不測の日数を要したため。
合 計			117,127,000	3,600,000	113,527,000	14,250,000	38,500,000		60,777,000			

令和6年度南砺市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により次のとおり報告する。

令和7年6月5日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

令和6年度南砺市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	工事負担金	当年度損益勘定留保資金			
1 下水道事業資本的支出	1 建設改良費	下水 吉江中地内ほか下水道管路調査業務委託	3,465,000		3,465,000	1,567,500			1,897,500			業務の遂行に伴う地元との調整に不測の日数を要したため。
1 下水道事業資本的支出	1 建設改良費	特環 立野原東地内下水道管路測量設計業務委託	13,530,000		13,530,000				13,530,000			県との認可変更協議に不測の日数を要したため。
1 下水道事業資本的支出	1 建設改良費	特環 法林寺地内下水道管渠災害復旧工事	20,482,000	6,840,000	13,642,000	9,099,214			4,542,786			契約の平準化のため発注時期を考慮する必要がある、また積雪期を除いた工期を確保する必要があったため。
1 下水道事業資本的支出	1 建設改良費	特環 法林寺地内下水道管渠災害復旧その2工事	25,562,000	9,680,000	15,882,000	10,593,294	5,200,000		88,706			災害査定が遅れ予算化が12月となったことから積雪期を除いた工期の確保が困難であったため。
農業集落排水事業資本的支出	1 建設改良費	農集 維持管理適正化計画策定その2業務委託	9,460,000		9,460,000	9,430,000			30,000			1月の国補助金追加内示を受けての発注となり、業務期間の確保が困難であったため。
合 計			72,499,000	16,520,000	55,979,000	30,690,008	5,200,000	0	20,088,992			

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	工事負担金	自己資金			
1 下水道事業収益的支出	1 営業費用	公共 福光地内管渠補修工事	19,675,700		19,675,700				19,675,700			施工箇所の選定及び地元との発注時期の調整に不測の日数を要したため。
合 計			19,675,700		19,675,700	0	0	0	19,675,700			

報告第 8 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償に係る和解について専決処分したので、同条第 2 項の規定により下記のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

専決 番号	概 要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分 年 月 日
3	令和 7 年 2 月 7 日に南砺市野尻 地内で発生した車両の破損事故	南砺市在住 1 名	市が支払う額 6, 019 円	令和 7 年 4 月 28 日
4	令和 7 年 3 月 3 日に南砺市寺家 地内で発生した車両の破損事故	南砺市在住 1 名	市が支払う額 7, 095 円	令和 7 年 4 月 30 日

報告第9号

債権放棄の報告について

南砺市債権管理条例（平成23年南砺市条例第1号）第9条第1項の規定により、
債権を放棄したので、同条第2項の規定により下記のとおり報告する。

令和7年6月5日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

債権の名称	債権の額（円）	放棄の理由 （第9条第1項 該当号）	件数	放棄の期日
水道料金	584,250	時効経過等 （第1号）	6	令和7年3月31日
	3,156	破産等 （第3号）	2	
	33,491	行方不明等 （第4号）	9	
	57,420	死亡等 （第5号）	9	
診療報酬 一部負担金	113,530	破産等 （第3号）	1	
	65,220	行方不明等 （第4号）	3	
	7,290,289	死亡等 （第5号）	35	
合計	8,147,356		65	